

「居住支援協議会活動支援補助金」について

		協議会設立 協議会設立準備期間	協議会活動期間	補助対象	補助率 補助限度額
国補助 (居住支援協議会等活動支援事業)		補助対象 (ただし、居住支援協議会設立前の補助は、設立準備会など任意の協議会設置が条件)		入居の円滑化に資する取組に対し、幅広く支援	<ul style="list-style-type: none"> 補助率 定額 (10/10) 補助限度額 (R 7 ~) 5,000千円 ※設立準備会は3,500千円 (共同設立の場合4,000千円)
都補助 (区市町村居住支援協議会活動支援補助)			補助対象	広報普及啓発活動 (設立後3年程度) や協議会活動の活性化に資する取組に対し、支援	<ul style="list-style-type: none"> 補助率 1/2 補助限度額 1,000千円
	R 5 ~ 拡充		補助対象	協議会設立前 における区市町村等の居住支援活動等に対し、支援 (最大3年間)	<ul style="list-style-type: none"> 補助率 10/10 補助限度額 1,000千円

【協議会設立前補助 (対象者・対象事業)】

※都補助は、国補助等を受ける活動については、対象とならない。

補助対象者	
1	区市町村
2	居住支援団体 (居住支援法人又は居住支援を行う団体(法人格を有するもので、必要な資力を有するものに限る。))

補助対象事業	
1	居住支援体制の連絡網、案内・支援などのマニュアル等の作成
2	居住支援に係る機運醸成、連携強化に向けたセミナー、勉強会等の開催
3	居住支援体制構築のための調査 (地域資源の把握等)
4	その他、区市町村居住支援協議会の設立等に向けた活動として認められるもの

※協議会設立に向けた計画書等の提出が必要

(参考) 令和7年度の受付等について

【第1次受付】

令和7年5月7日～令和7年6月20日

※7月下旬頃を目途に審査結果を通知

※交付決定額は都予算の範囲内で調整

【第2次受付】

令和7年8月4日～令和7年12月12日

※第1次受付の状況を踏まえ、実施の有無を含め検討

※先着順で受け付け、都予算に達した時点で受付終了

(参考) 活用事例について

申請者	協議会設立状況 (申請時)	事業内容
A 居住支援協議会	設立 3 年以内	セーフティネット住宅登録促進用チラシ・ポスターの印刷 【委託料】
B 居住支援協議会	設立 3 年以内	居住支援ガイドブックの作成 【委託料】 (自治体における住宅セーフティネットの課題整理、 ガイドブックの内容検討・デザインを含む)
C 居住支援協議会	設立 4 年目以降	住宅相談会の実施 【謝金・会場使用料等】
D 居住支援協議会	設立 4 年目以降	居住支援に係る勉強会の実施 【謝金】
E 自治体	未設立	居住支援協議会設立準備会の実施 【謝金等】 (ガイドブック・相談窓口・見守り制度の検討・準備等)

主な申請理由

- ・ 都に申請する事業以外の事業で国費（居住支援協議会等活動支援事業など）の補助限度額を超えているため
- ・ 国費（居住支援協議会等活動支援事業）の配分額が少なく、補助対象とならない事業が発生したため
- ・ 国費（居住支援協議会等活動支援事業）の補助対象期間（4月1日～1月31日）外に実施する事業のため